



2024年5月21日

各 位

会 社 名 セレンディップ・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 竹内 在
(コード：7318、東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 小谷 和央
(TEL. 052-222-5306)

監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月28日開催予定の当社第19回定時株主総会の承認を条件として、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。また、これに伴い、同日付で、同定時株主総会に付議する取締役候補者についても決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う定款の一部変更につきましては、別紙2に掲載しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ・東証プライム上場を見据え、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。
- ・取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ります。

(2) 移行の時期

本年6月28日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役の候補者（本年6月28日開催予定の株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
竹内 在	代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEO
高村 徳康	取締役CIO	取締役CIO
北村 隆史	取締役CFO（新任）	執行役員コーポレート企画本部担当

(2) 監査等委員である取締役の候補者（本年6月28日開催予定の株主総会に付議）

氏名	新役職名	現役職名
西山 一彦	取締役 監査等委員	常勤監査役
村松 高男	社外取締役 監査等委員	社外監査役
山口 豪	社外取締役 監査等委員	社外取締役
橋詰 水音	社外取締役 監査等委員（新任）	—

(3) 退任予定取締役（本年6月28日開催予定の株主総会の終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職名
小谷 和央	取締役CFO
内藤 由治	社外取締役
藤田 豪	社外取締役

(注) 小谷 和央氏は、退任後当社執行役員インベストメント担当に就任し、内藤 由治氏、藤田 豪氏は、退任後当社相談役に就任する予定です。

(4) 退任予定監査役（本年6月28日開催予定の株主総会の終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職名
清水 哲太	社外監査役

(注) 清水 哲太氏は、退任後は当社相談役に就任する予定です。

以上

(別紙1) 新任の取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	主な経歴
北村 隆史 (1976年4月10日)	2000年4月 パナソニック株式会社入社 2004年10月 税理士法人トーマツ入社 2008年4月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社入社 2009年2月 株式会社八神製作所入社 2012年10月 トヨタコネクティッド株式会社入社 2015年3月 有限責任監査法人トーマツ入社 2018年6月 当社入社 2018年5月 東海電子株式会社社外取締役 (現任) 2018年8月 三井屋工業株式会社常務執行役員 2022年4月 当社人事・企画部担当執行役員 2022年5月 天竜精機株式会社取締役 (現任) 2023年10月 当社コーポレート企画本部担当執行役員 (現任) 2024年3月 株式会社レディーバード取締役 (現任)
橋詰 水音 (1980年7月8日)	2009年1月 最高裁判所判事補任官 京都地方裁判所 2012年4月 大阪法務局訴務部 (出向) 2014年4月 最高裁判所判事補任官 静岡地方裁判所浜松支部 2016年7月 大阪家庭裁判所 2019年1月 最高裁判所判事任官 2019年4月 さいたま地方裁判所 2022年3月 弁護士登録 レックス法律事務所 (現任)

(別紙2)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 <p>第5条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、<u>監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ③ 補欠又は増員で選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、前任取締役又は他の在任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期の満了すべき時までとする。
<p>(新 設)</p>	<p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p><u>ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u></p> <p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</u></p> <p>第 21 条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長及び取締役社長各 1 名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 23 条 (現行通り)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 28 条 <u>当会社の監査役は、3 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 29 条 <u>監査役は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行通り)</p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 1 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人 第36条～第38条(条文省略)</p> <p>第7章 計算 第39条～第42条(条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第33条～第35条(現行どおり)</p> <p>第7章 計算 第36条～第39条(現行どおり)</p>

(新 設)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

附則 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 19 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

定款変更の効力発生日：2024 年 6 月 28 日

以上